

3 市民と市議会

私たちと市議会の
つながりって何かしら？



7 市民の義務と権利

市民の義務 市の条例を守ったり、市税を納めるなど

市民の権利 公共財産を使用したり、公共サービスを受けることなど

市民には、「市政に参加する権利（参政権）」があります。選挙に参加する権利のほか、直接参政権として、一定の条件を満たせば、市の条例制定・改定等や市の仕事の監査を請求する権利もあり、市長・市議会議員などの解職や市議会の解散を求めることもできます。

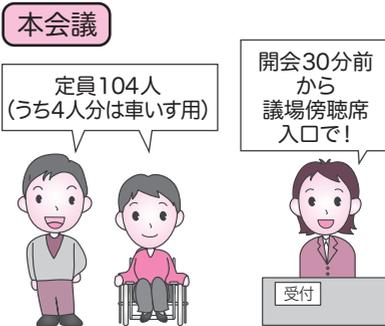
このほか、身近なところでは、次のようなことも認められています。

会議の傍聴

本会議をはじめ、すべての会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴の手続は次のとおりです。

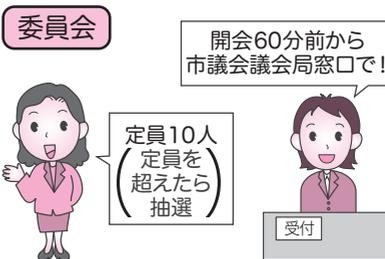
● 本会議の傍聴 ●

定員は104人（うち4人分は車いす用）です。本会議当日の開会30分前から、本庁舎1号館R1階の議場傍聴席入口で先着順に受け付けます。



● 委員会の傍聴 ●

定員は10人です。各委員会当日の開会60分前から、本庁舎1号館9階の市議会議会局の窓口で受け付けます。定員を超えた場合は、開会30分前に抽選で傍聴者を決定します。



請願・陳情の提出

どなたでも、市の行政などについて意見や要望などを、請願・陳情として市議会に提出することができます。

請願

- 提出の際に1人以上の議員の紹介が必要です。（事前に相談し、了承を得てください）
- 担当の常任委員会などで審査を行い、その審査結果を委員長が議場で報告し、それをもとに本会議で「採択」か「一部採択」か「不採択」かを決めます。
- 本会議での審議結果は、速やかに提出者に文書でお知らせします。

陳情

- 議員の紹介は必要ありません。
- 本会議を通さずに常任委員会などで審査を行い、趣旨了承、趣旨不承、審査終了かを決めます。
- 内容により委員会審査をしない場合もあります。
- 委員会での審査結果は、速やかに提出者に文書でお知らせします。

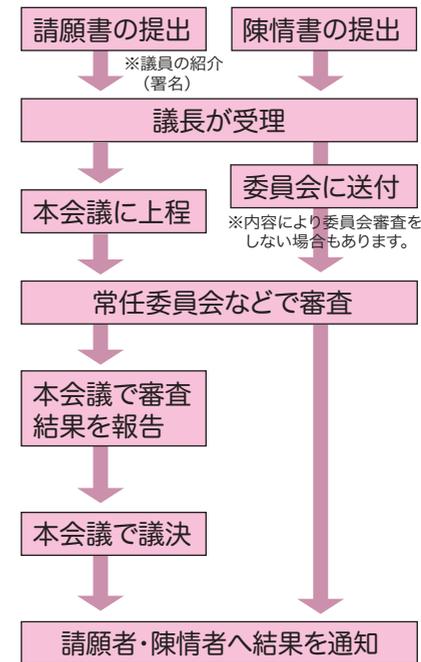
.....【共通事項】.....

- 意見書の提出を求めた請願または陳情が、採択または趣旨了承となり、本会議においてその意見書案が可決された場合、意見書を国（国会や関係省庁）や県などに送ります。
- 請願・陳情の締切日は、原則として議会期間の日程を決定するために開催される議会運営委員会の2日前です。
- 請願書・陳情書の中で表現しきれなかった願意について、委員会の許可を得て、意見陳述することができます。（別途、申請が必要ですが）

締切日は、市議会ホームページや広報よこすかに掲載されます。



【請願・陳情の流れ】



【用紙の書き方見本】

○○○についての請願（陳情）

請願（陳情）の趣旨
 □□□□□□□□□□□□□□□□
 □□□□□□□□□□□□□□□□
 請願（陳情）項目
 ・ □□□□□

年 月 日

横須賀市議会議長 様
 請願（陳情）者
 住所
 氏名（署名または記名押印）
 （法人の場合は、名称・代表者署名または記名代表者印）

議会情報の閲覧

会議録

市議会では、各定例議会の本会議や常任委員会などの審査状況をそれぞれ詳しく記録した「本会議録」「委員会会議録」を発行しています。

各会議録は、原則として次の定例議会までに発行され、市政情報コーナーや図書館などでご覧になれます。



市議会だより

各定例議会の結果や議会活動をまとめた「よこすか市議会だより」を年4回発行しています。



市議会公式X

多くの人にタイムリーに市議会の広報を行うため、本会議等のスケジュール・審議結果などの議会情報を、横須賀市議会公式Xにより発信しています。

市議会ホームページ

議員の会派・委員会別の名簿や会議の結果、会議の予定などのほか、「本会議録」と「委員会会議録」も掲載しています。



本会議・委員会のインターネット中継

本会議・委員会の模様を生中継と録画で放送しています。その場になくともインターネットを通して会議の臨場感を味わうことができます。生中継は開会から閉会までの様子をそのまま放送。録画放送は会議の翌日(土、日、休日を除く)から見ることができます。

市議会情報コーナー

本庁舎1号館9階の「市議会ロビー」に設置され、「本会議録」「委員会会議録」をはじめ、各委員会の「行政視察報告」などが閲覧できます。



8

議員の義務と権利

議員の義務

委員に就任したり、会議に出席するなど

■ 常任委員会の委員に就任する義務 (横須賀市議会委員会条例第1条)

議員は、予算決算常任委員会の委員と部門別常任委員会の委員に就任します。

■ 招集に応じ、会議に出席する義務 (地方自治法第137条)

正当な理由がなく欠席し、議長の出席要求にも応じないときは、議長は議決を経て懲罰を科すことができます。

■ 規律に服する義務

(横須賀市議会会議規則第79・80条)

会議妨害の禁止などのほか、規律に関する問題は、議長が定めます。

■ 懲罰に服する義務

(地方自治法第134・135条)

議会は地方自治法並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができます。懲罰としては、戒告、陳謝、出席停止、除名があります。

議員の権利

議案の提出や発言など

■ 臨時会の招集請求権 (地方自治法第101条)

議員定数の4分の1以上の議員から招集請求があったときは、市長は20日以内に臨時会を招集しなければなりません。ただし、長に権限がある事件のほか、各種の決議案は招集するための事柄にできません。

■ 議案提出権 (地方自治法第112条)

議員は、議会の議決すべき事件について、議会に議案を提出することができます。ただし、長にのみ提出権限のある予算は除きます。

■ 開議請求権 (地方自治法第114条)

議員定数の半数以上の議員から開議請求があるときは、議長はその日の会議を開かなければなりません。

■ 議事に関する権利

議員が会議中に行使できる権利としては、①動議の提出権 ②表決権 ③選挙権 ④発言権(質疑、討論、質問等) ⑤異議の申立権などがあります。

■ 侮辱に対し処分を求める権利 (地方自治法第133条)

会議または委員会中に侮辱された場合、議員は議会に訴えて侮辱した議員に対する処分を求めることができます。

■ 報酬及び費用弁償を受ける権利 (地方自治法第203条)

議員は、条例に基づき、報酬、期末手当及び費用弁償の支給を受けることができます。

9 議員選挙

選挙の基本原則

選挙制度については、最も基本的な4つの原則が憲法に定められています。

■平等選挙 (憲法第14・44条)

それぞれの選挙権の内容を平等にすることが保障されています。1人1票制ともいわれます。

■普通選挙 (憲法第15条第3項)

財産の有無や納税の多い少ないによって選挙権に差別を設けてはならないことが保障されています。

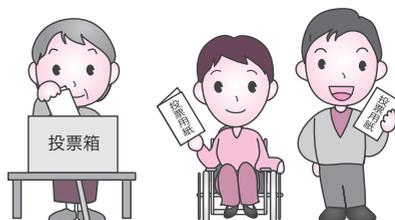
■秘密選挙 (憲法第15条第4項)

選挙が公正に行われるため、選挙する

人の自由な意思による選挙権の行使が保障されています。

■直接選挙 (憲法第93条第2項)

選挙が選挙権を持つ人によって直接行われることです。



議員選挙

市議会は、住民による直接選挙で選出された議員によって構成されています。満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人(市外転出者を除く)は、市議会議員を選挙する資格(選挙権=選ぶ権利)があります。また、選挙権を有する満25歳以上の人には、市議会議員に立候補する資格(被選挙権=選ばれる権利)があります。市議会議員の任期は4年と定められており、現議員は令和5年(2023年)5月2日に就任しました。



選挙権・被選挙権のない人

法律により、禁錮以上の刑、公職にある間の収賄罪による刑、政治資金規正法違反の罪による刑、選挙犯罪などによる刑に処せられた人は、その執行を

受けることがなくなるまでの間は、選挙権・被選挙権ともありません。

選挙運動

選挙運動とは、候補者の当選を目的として、投票を得たり、得させたりするために、直接・間接を問わず、選挙人に働きかける一切の行いのことです。

選挙運動の期間は、立候補の届出から投票日の前日までに限られており、この期間外に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されています。

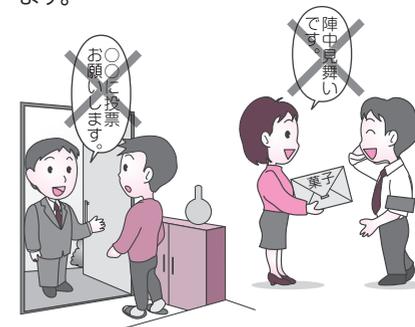
特に、禁止されている代表的な選挙運動には、次のようなものがあります。

■戸別訪問の禁止

いかなる人も選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、投票を得させないように依頼することは、禁止されています。

■飲食物の提供の禁止

候補者や運動員はもちろん、第三者を含むすべての人は、選挙運動に関して、どんな名目であっても飲食物を提供することはできません。いわゆる陣中見舞いとして飲食物を届けることも違反になります。



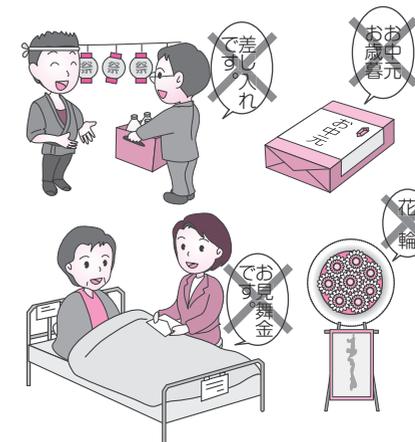
議員の寄附は禁止

公職選挙法では、お金のかからないきれいな選挙を実現するため、政治家や候補者が選挙区内で寄附行為をすることを、原則として禁止しています。選挙に関係あるなしにかかわらず、次のことは違反になります。

なお、有権者が議員などに対して、このような寄附を勧誘したり、要求することも違反になります。

議員の家族などの名前で寄附をすることも、実際の金銭や物品の出どころが議員である場合は、禁止されています。

- ・お祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行など催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・病気見舞金
- ・葬式の花輪、供花
- ・お中元やお歳暮
- ・落成式や開店祝の花輪
- ・秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- ・秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典



議会の解散と議員の解職

選挙で選ばれた議員は、その任期中に議員活動を行います、次のような場合は任期終了を待たずに、その職を失うことになります。

■住民による議会の解散請求の成立

(地方自治法第76・78条)

選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議会の解散を請求することができます。この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を公表し、議会の解散について選挙人による投票に付さなければなりません。

議会の解散投票において過半数の同意があったときは、議会は解散投票の日

解散します。議会在解散されれば、議員は当然に失職し、議員の一般選挙が行われます。



■住民による議員の解職請求の成立

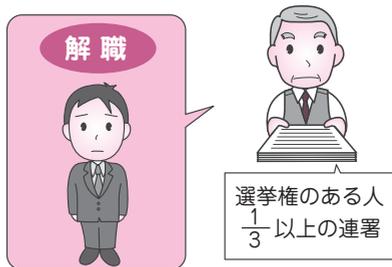
(地方自治法第80・83条)

議員の所属する選挙区に選挙権のある人は、その総数の3分の1以上の連署をもって、その代表者から地方公共団体の選挙管理委員会に対し、議員の解職を請求することができます。

この請求があったときは、選挙管理委員会は請求の要旨を関係区域内に公表し、議員の解職について選挙人による投票に付さなければなりません。

議員の解職投票において過半数の同意があったときは、その議員は職を失いま

す。(この場合、最低投票数の制限はないため、投票率は問題になりません) 議員の失職の日は、解職投票の日です。

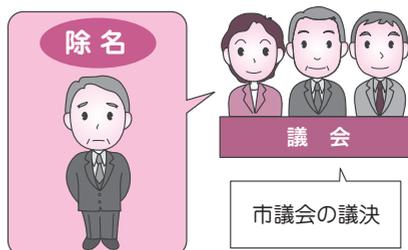


■市議会の議決による除名

(地方自治法第135条)

市議会は、議決によって、懲罰事犯を犯した特定の議員を除名することができます。除名とは、懲罰処分的一种で、議員によって乱された市議会の品位及び秩序を保持するため、市議会の自律権に基づき、その議員の意思にかかわらず議員の資格を剥奪し、組織外に排除することを言います。

除名の効力の発生時期は、市議会で議決したときです。



10 所管事務調査

常任委員会などの所管事務調査

市議会では、さまざまな本市の行政課題を解決する上の参考とするため、各委員会の所管する事項について、委員会ごとに調査項目を定め、市内の所管施設等や他都市を調査しています。



●総務常任委員会
横須賀リサーチパーク(YRP)



●民生常任委員会
療育相談センター



●環境教育常任委員会
横須賀ごみ処理施設「エコミル」



●都市整備常任委員会
F・Marinos Sports Park
～ Tricolore Base Kurihama ～



関東学院大学との パートナーシップ協定

～これまでの取組実施状況について～

横須賀市議会と関東学院大学は平成28年3月に包括的パートナーシップ協定を神奈川県内で初めて締結し、これまで相互の信頼関係に基づき、密接に連携し協力しながら、さまざまな取組を実施してきました。

協定締結後、時を置かず発生した熊本地震をきっかけに、災害時に議会として迅速かつ適切な活動ができるよう、「災害時における議会の在り方検討会」を組織し検討を始めました。

当時の学長が都市防災の専門家であったことから、検討会への有力な助言を得るため議員研修会の講師として招き、防災・減災について学びました。

その結果、大学にご協力いただきながら横須賀市議会災害時BCP(業務継続計画)の策定に至りました。

また、いわゆる「ごみ屋敷」の諸問題の解決に向けて、「不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例」案を議会から提案する際には、当時の副学長から講義を受け、意見を求めるなど、議会の政策づくりに大学の専門的知見が大いに活かされています。

その他、議員による大学図書館の利用、講義の聴講に加え、学生に議会や議員の実務に対する関心を深めてもらうため、インターンシップの受け入れをしたり、大学の授業において議員が講師を務めたりしています。

今後も、大学の持つ人的・知的資源を活用し、地域の課題解決・発展を目指して取り組んでいきます。



毎年実施しているインターンシップでは議会や議員の活動を体感